

離島のガソリンスタンド等支援事業 補助事業者向けQ&A

Q1 交付申請と、実績報告の期限を教えてください。

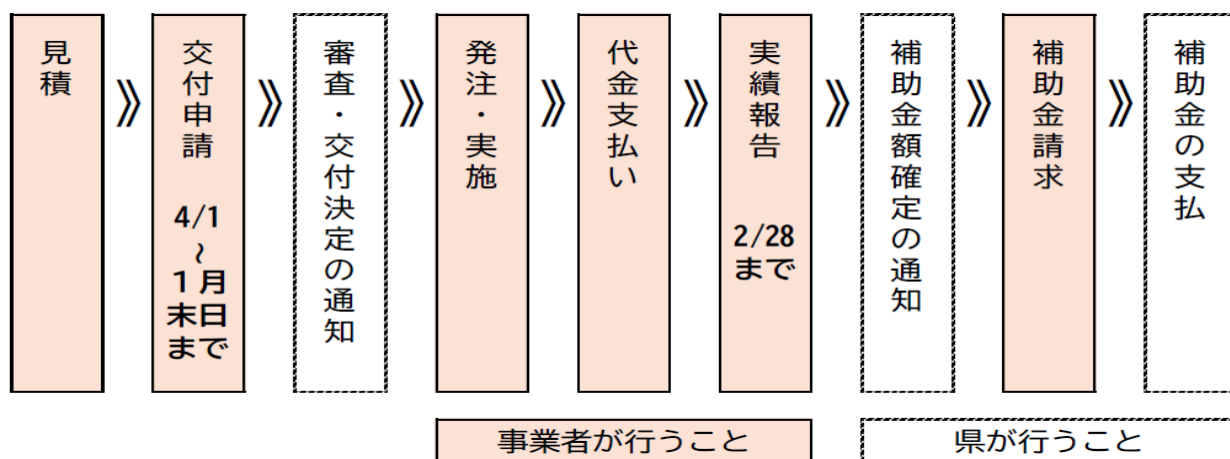
交付申請期間は、毎年4月1日～翌年1月末日で、交付決定後の実績報告は2月28日が最終の提出期限となります。

Q2 県への手続きの流れを知りたい。既に購入した備品についても補助を受けられるのか。

既に購入した備品は補助対象となりません。県による交付申請書類の審査後、交付決定通知を送付しますので、備品等の購入は必ず交付決定後に発注してください。

※備品等の購入に限らず、法定検査、設備等の補修・改修についても同様です。

○交付申請～支払までの流れ



Q3 備品等の購入について、現在使用しているものでも申請可能か。

現在使用している備品等についても、老朽化を見越して、買い替えのために申請することができます。

Q4 年間の補助額と、申請回数の上限を教えてください。

1 販売店あたり年間45万円（税抜）が補助上限額となり、上限額の範囲内であれば、原則 3 回まで申請が可能です。

ただし、予算の範囲内で交付決定を行うこととしているため、他の事業者の申請状況によっては交付決定できない場合もありますので、申請をご検討されている場合は、お早めの手続きを推奨しております。

【1 回あたりの補助の例】

【例①】
検査等の額が
45万円以内の場合

45万円以内
(補助対象)

【例②】
検査等の額が
50万円未満の場合

45万円超～50万円
(補助対象外)

45万円以内
(補助対象)

【例③】
検査等の額が
50万円超の場合

50万円超
(補助対象外)

【2 回目以降の補助の例】

1 回目の申請で
10万円申請

①10万円

2 回目の申請で
15万円申請

②15万円

①10万円

3 回目の申請が
30万円の場合

10万円
(補助対象外／上限超)

③20万円
(補助対象)

②15万円

①10万円

合計
45万円

Q5 備品等の購入について、どのようなものが対象となるか。

離島のガソリンスタンド等支援事業 補助金交付要綱 別表第 2 の 2 に明記されている備品のほか、消耗品等を含め、石油製品の販売に使用するものと認められれば、幅広く補助対象になる可能性がございます。

補助対象か否か判断に迷う場合は、地域・離島課へご相談いただくようお願いします。

Q6 申請にあたっては、2社以上の見積書の提出を要するとされているが、小規模離島においては、法定検査や備品購入に関して1社しか事業者を把握していない場合があるが、1社のみとすることはできないか。

県の規則に基づき、申請額が10万円以上であれば、2社以上からの見積合わせは必須となりますが、申請額が下記の範囲であれば、省略可能なケースもございます。

- | | |
|----------------|--------|
| ・ 1円～3万円未満 | 見積省略可 |
| ・ 3万円以上～10万円未満 | 1社のみで可 |
| ・ 10万円以上 | 2社以上 |

また、特別の事情により、2社以上から見積書を取得することができない場合にも省略できる可能性がありますので、その際は地域・離島課へご相談いただくようお願いします。